

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和 2 年 5 月 18 日経企第 370 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和 2 年 6 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>3 経企第 29 号 (令和 2 年 4 月 2 日) の附則第 3 項を次のように改めます。 「令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日までの間」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間」に改めます。</p>	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則（令和 2 年 5 月 18 日経企第 370 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和 2 年 6 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第 29 号（令和 2 年 4 月 2 日）の附則第 3 項を次のように改めます。 「令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日までの間」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間」に改めます。</p>	